

# 「伝わる工事標示板」試行要領

長野県建設部

## 1 目的

工事標示板については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準(平成18年3月31日付け国土交通省道路局長通達)」などに基づき、工事の目的や内容をわかりやすく周知するよう努めてきた。

工事標示板は、多くの県民の目に触れる重要なメディアであるが、標示内容がわかりにくく見受けられる場合もある。

このため、工事標示板をよりわかりやすい内容へ改善することで、公共事業・建設業の効果的な発信につなげるとともに、県民の理解と協力を一層深めることを目的とする。

## 2 試行対象工事

建設部が発注する土木工事及び建築工事を対象とし、「市街地や集落、幹線道路沿いなど、人の目につきやすい位置に工事標示板を設置する工事」において試行を行う。

## 3 取組方法

原則として、施工者希望型とする。打合せ記録簿により工事契約後すみやかに事前協議を行い、受発注者協議が整った場合、本試行の対象工事とする。

なお、試行対象工事では、下記の取組事項（1）から（4）をすべて実施すること。

### ○取組事項

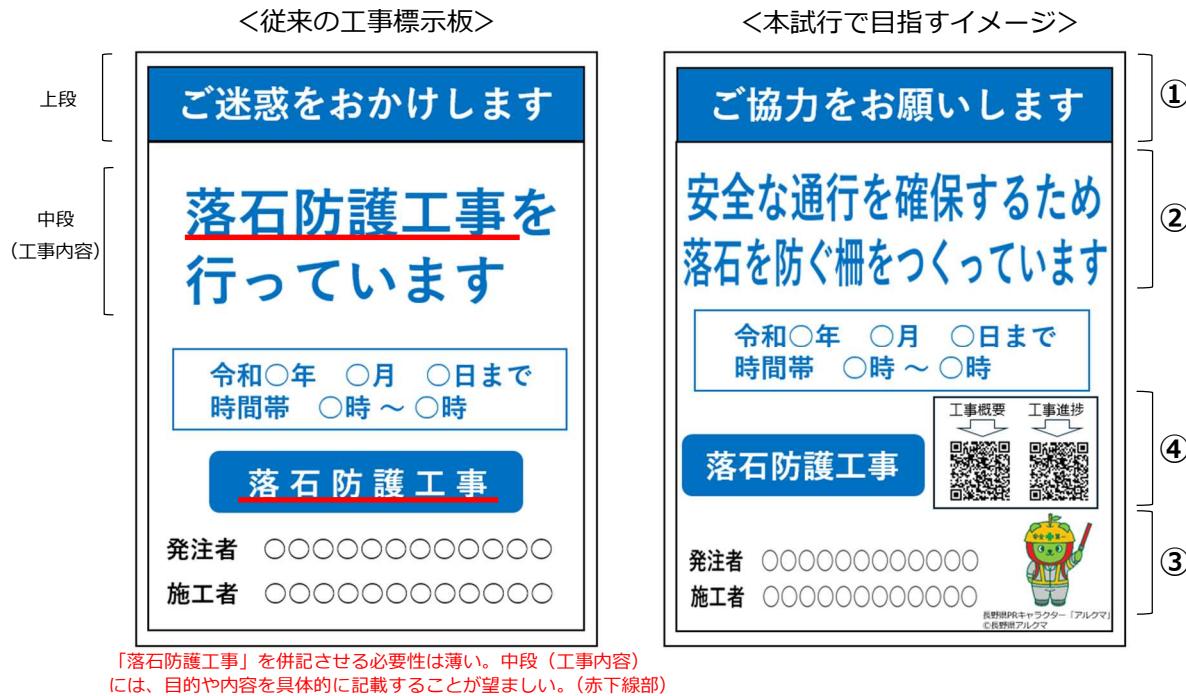
#### (1) 伝わる工事標示板の製作・設置

受注者は、工事標示板のデザインを作成し、監督員に協議した上で、製作を行う。なお、デザインの作成にあたっては、次の①から④のすべてを反映すること。

- ① 上段の文言は「ご協力をお願いします」とすること。
- ② 中段の工事内容は、誰が見ても「何を目的に、何をしているか」がわかるような表現とすること。
- ③ 長野県PRキャラクター「アルクマ」を掲載すること。なお、掲載する「アルクマ」は、建設に関連するアルクマとすること。
- ④ 工事概要や工事進捗に関するQRコードを掲載すること。リンク先は、受注者のホームページやSNSを基本とし、工事概要や随時更新された工事進捗が掲載されていること。

※長野県発注工事の工事標示板では、アルクマのイラスト使用に係る申請は不要だが、誤った仕様がないか確認するため、観光誘客課あてに事前に工事内容・デザインをメールで送付すること。(送付先：[arukuma@pref.nagano.lg.jp](mailto:arukuma@pref.nagano.lg.jp))

※今後、別途改定し、県の施策に関するQRコード掲載に係る規定を追加予定。



## (2) ホームページ又はSNSでの発信

受注者は、試行対象工事の工期内に、自社のホームページ又はSNSで発信を行うこと。発信頻度は、3か月に1回以上とする。

発信内容：工事概要、工事進捗、本試行要領の概要、工事標示板の  
デザイン（工夫した点を含む）及び設置状況写真

### (3) 社内全体への周知

受注者は、対面（講習会など）やコミュニケーションツールにより、試行対象工事で実施した取組を社内全体へ周知すること。頻度は、工事につき1回とする。

周知内容：本試行要領の概要、工事標示板のデザイン（工夫した点を含む）及び設置状況写真

#### (4) 技術管理室へのデータ送付

受注者は、様式 1 により工事標示板の工夫した点やデザイン、設置状況写真等を整理し、技術管理室へメールにて報告すること。

※報告メールの送付先は、[gijukan@pref.nagano.lg.jp](mailto:gijukan@pref.nagano.lg.jp)とする。なお、メールの件名は「伝わる工事標示板について」とすること。

※報告メールを送る際は、試行対象工事の監督員にもあわせて送付すること

4 費用

工事標示板の製作・設置に係る費用は共通仮設費の率内とし、別途計上はない。

## **5 工事成績評定での取り扱い**

発注者は、「3 取組方法」に規定された事前協議及び取組事項をすべて実施したことが確認できた場合、工事成績評定（社会性等）において評価する。

## **6 適用**

本試行要領は、令和8年2月1日以降に契約する工事から適用する。

様式1（伝わる工事標示板試行要領）

提出日 令和〇年〇月〇日

# 実施報告書

会社名 (株)信州長野建設

監理(主任)技術者名 長野 太郎

工事名 令和7年度 県単河川改修工事

箇所名 (一)長野川 長野市 吉田

発注機関 長野建設事務所整備課

工事標示板の製作・設置にあたり工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○落石防護柵の設置工事だったが、目的や工事内容が一般の方にわかるように工夫した。</li> <li>○観光エリア付近での工事だったため、県産木材を用いた工事標示板とした。</li> </ul>
工事標示板のデザイン (画像貼付)	 画像貼付
工事標示板の設置状況 (画像貼付)	 画像貼付

※Word形式のまま報告メールに添付すること。(PDF不可)